WTO農業交渉ならびにEPA/FTA交渉に 関する要請

WTO農業交渉は昨年7月末に枠組み合意に達した。重要品目への配慮等がなされるなどわが国の主張が一定程度反映され、今後の交渉を進める上での基礎ができた。

しかし、各国の主張に配慮したため、われわれが強く削除を求めてきた関税の上限設定、重要品目の数や関税割当の扱い等、今後の交渉に委ねられた課題は多く、本年12月の閣僚会議に向け、予断を許さない状況にある。

一方、FTA(自由貿易協定)については、東アジア諸国を中心にFTAを含むEPA(経済連携協定)締結に向けた政府間交渉等が行われている。

われわれ農業委員会系統組織はWTO農業交渉ならびにEPA/FTA交渉において、日本提案の基本である「多様な農業の共存」が可能となる貿易ルールの確立等が図られるよう、引き続き政府・国会と一体となって全力で取り組むものである。この点から下記のとおり要請する。

記

1. WTO農業交渉における日本提案の実現

(1) 非貿易的関心事項の交渉枠組みへの反映

ドーハ閣僚宣言にも明記されている、国土保全や国民生活の安全を支える農業の有する多面的機能(非貿易的関心事項)を交渉の枠組みに適切かつ具体的に反映すること。

(2) 十分な重要品目数の確保と上限関税設定の阻止等

先の枠組み合意では、重要品目やその数は今後の交渉において関税割当約束を考慮しつつ指定することとなっているが、わが国の重要品目に影響を与えることのないよう十分な数を確保

するとともに、関税割当約束についても国内生産への影響を最 小限に抑えるものとすること。

また、関税の上限設定を絶対に実施させないようにするとともに、「階層方式」による関税削減やAMS(国内農業保護に関する支出総額)の削減にあたっては、非貿易的関心事項に配慮した措置を確保すること。

(3)関係諸国との連携強化等

これまでの交渉経緯を十分踏まえた上で、わが国の提案が実現するよう、わが国と協調しているグループ(G10)を中心に、アジア諸国をはじめとする多くの国々との連携をこれまでにも増して強化すること。また、交渉の重要なカギを握る途上国の理解を得るよう働きかけを継続・強化すること。

2. EPA/FTA交渉における農林水産物への配慮

(1) 各分野間のバランスの確保と国内農業への配慮

EPA/FTA交渉については、WTOを中心とした多角的 貿易体制を補完するものであることを踏まえ、農業分野だけが 犠牲を強いられることのないよう各分野間のバランスに配慮するとともに、各農林水産物の生産事情等を十分に考慮に入れたうえで、国内の農林水産業の健全な発展に影響が生じないよう対応すること。

あわせて、他の先進国と比べ食料自給率が極端に低い現状など食料安全保障に関する国民の懸念に十分配慮すること。

(2) 重要品目の除外措置

今後のEPA/FTA交渉にあたっては、相手国農業との共存が図られるよう、重要品目については関税撤廃の除外扱いとすること。

(3) 万全な国内対策の構築

EPA/FTAの実施にあたっては、関税撤廃品目など協定に明記された農産物への影響を見極め、国内対策に万全を期すこと。

(4) EPA/FTAを通じたアジア諸国との関係強化

アジア諸国とのEPA/FTAでは、アジアにおける食料安全保障や食の安全・安心の確保を図るとともに、農林漁業等の共存・共栄、農山漁村の発展に貢献して、各国との関係強化を図ること。